

千葉市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長職務代理者から通知がありましたので、公表します。

令和3年3月25日

千葉市監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	伊	藤	康	平
同	向	後	保	雄

2千総業第373号

令和3年3月17日

千葉県監査委員 大木 正人 様
同 宮原 清貴 様
同 伊藤 康平 様
同 向後 保雄 様

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木 達也

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年度、平成27年度、平成30年度及び令和元年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II-4. 公益財団法人千葉市保健医療事業団及び健康企画課に係る外部監査の結果（3）結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ウ. 施設管理の収益性及び指定管理者制度との関係について【保健医療事業団・健康企画課】（報告書P142）</p> <p>千葉市総合保健医療センター施設管理事業は、保健医療事業団の収益事業として実施されている。しかし、正味財産増減計算書内訳表にもあるとおり、公益認定取得後、予算・決算において剰余金は発生していない。公益認定を申請する段階で、当局（県公益認定等委員会事務局等）との質疑の結果として、当該施設管理事業を収益事業としたということであったが、外部監査の過程では合理的な根拠を把握することができなかった。</p> <p>当該事業委託契約の特徴は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 委託契約書上の契約金額（平成25年度：249,428,000円、最終確定金額248,763,916円）確定の手法が市予算要求資料（第5号様式（甲））に基づき積算するため、積算の主体・責任関係が曖昧となっていること。 ii その積算様式は、地方自治法の現金主義会計に基づく予算積み上げ方式であるため、事業に伴う直接経費のみの積算であり、事務局の間接経費の積算が含まれていないため、当該業務委託を請け負ったから保健医療事業団にとって、経理的基礎の観点から有利になるわけではないこと。 iii この施設管理事業の仕様内容のうち、施設の保守及び維持管理の項目は、実質16項目列挙されているが、「光熱水費、使用料、賃貸料及び支払業務」以外は基本的に再委託で外部業者が事業を再請負することで成り立つ業務であること（契約額の約6割）。 <p>当該施設管理事業委託は、さらに契約金と実績に差異としての剰余金が生じた場合には精算する旨の規定がある（契約書第21条、仕様書第9条）。</p> <p>【結果】</p> <p>公益認定取得後も、現状の契約内容では発生し</p>	<p>平成30年度から、千葉市総合保健医療センター施設管理事業の積算において、一般管理費を見積もることとした。</p> <p>また、市と協議し、剰余金の全てを精算していたものを「人件費、特定資産取得支出、光熱水費及び電話交換器賃貸借契約の支払い業務に係る経費」に限定する仕様に変更された。</p> <p>なお、千葉市総合保健医療センターについては、公の施設として位置付けられておらず、また当該施設管理事業を休日救急診療所の指定管理者制度の枠に含めることもできない。</p>

た剰余金がすべて千葉市へ返納（千葉市にとっては歳出戻入）されることになっており、公益認定制度の趣旨に悖るものと考えられる。そのため、保健医療事業団としては次のことを検討し、制度趣旨に合った契約形態に改善するよう努力することを要望する。

- i 予算確保段階及び契約締結前の入札等の段階で、保健医療事業団は当該事業を実施するために必要なフルコストを独自に積算した見積書を作成し、所管課へ提出すること。
- ii 当該事業が真に収益事業となるためには、現在の仕様書に対応して施設管理の業務提案書を作成し、インセンティブを付与する仕組みの契約内容に変換するよう、所管課へ要望すること。
- iii 所管課と協議をすることで、当該施設管理事業を指定管理者制度の枠に含めて、ii で述べた内容を徹底することができる仕組みにすることを要望すること。

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II-4. 公益財団法人千葉市保健医療事業団及び健康企画課に係る外部監査の結果（3）結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 仕様書・設計書等について【保健医療事業団】 （報告書 P144）</p> <p>千葉市休日救急診療所における医薬品及び診療材料の管理に関しては、保健医療事業団から薬剤師会へ業務委託されている。平成25年度において、当該委託業務の実施に当たり剰余金が生じたことから、当該剰余金が薬剤師会から保健医療事業団へ返還されている。</p> <p>管理委託料の履行確認は難しいため、現在の積算上の根拠を精査し、適正利潤の許容も含めて検討する必要がある。</p> <p>保健医療事業団は、薬剤師会との契約書作成・履行に当たって次のことを検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 薬剤師会との契約にあたって必要な仕様書及び設計書を作成し、委託業務執行の管理・評価に役立てること。 ii 派遣薬剤師に係る勤務実績について、従事日数等の報告を受けるよう契約書に明記すること。 iii 薬剤師会が受託するにあたっての適正利潤を精査し、管理委託料等の中で見積もること。 	<ul style="list-style-type: none"> 【i について】 仕様書・設計書を作成し、契約を締結することとした。 【ii について】 派遣薬剤師に係る勤務実績について、従事日数の報告を行うよう契約書に明記することとした。 【iii について】 管理委託料については、毎年度、薬剤師会と協議を行い、適正利潤を含め、見積もっている。

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 廃棄物対策に係る監査結果について

II-3. 新内陸最終処分場吸着塔増設工事について 2. 新内陸最終処分場吸着塔増設工事について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① 吸着塔1塔の追加工事について（報告書P171）【廃棄物施設課】</p> <p>ア. 変更内容について</p> <p>設計変更により、追加する工事は、増設する吸着塔設置位置の下部（地下水槽内）に、躯体の強度不足を補うため、当初予定していなかった支柱（形鋼）の設置を行う工事である。当初の設計書における直接労務費は、3,059,700円であったことと比較すると、躯体強度のための支柱（形鋼）設置工事により増加する直接労務費2,211,000円は、当初の設計額の72.3%も増加することとなった。それらの合計金額は、5,270,700円であり、当初契約時点で事業者から入手していた積算内訳書の直接労務費の金額（5,500,000円）に近似する金額となっている。</p> <p>しかし、担当課によると、この直接労務費の積算については、業者見積りを採用していることが分かった。そして、その見積金額のうち、127万円に該当する労務費は、「形鋼」に対する金属加工および防食塗装に係る労務費であった。</p> <p>したがって、この127万円については、直接労務費と区分したのは誤りであり、本来は、形鋼の取得価額に算入され、直接材料費に整理されるべきものであった。この業者見積りについては、担当課において精査するというよりも、その見積額を設計書としてそのまま採用している点で改善を要する。</p> <p>変更契約に係る設計変更の内訳について、直接労務費の増加原因、その積算金額及び当初設計金額との割合等について、業者からの見積をそのまま採用するのではなく、担当課として合理的に精査されたい。</p>	<p>変更契約に係る設計変更の内訳においては、受注者の見積書による見積価格をそのまま採用することなく、設計単価には市の積算単価を優先的に採用している。</p>

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 廃棄物対策に係る監査結果について

II-3. 新内陸最終処分場吸着塔増設工事について 2. 新内陸最終処分場吸着塔増設工事について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>② 吸着塔1塔の追加工事について</p> <p>ウ. 変更契約の時期について（報告書P171）【廃棄物施設課】</p> <p>当該変更契約は、平成27年1月に設計書が作成されているが、請負事業者の「変更契約工程表」では、既に平成26年12月下旬から「躯体補強工事詳細設計、製作」が実施され、1月下旬からは「躯体補強工事」が実施されていることが分かる。この間、担当課と業者とのやり取りをみると、業者からの強度不足の指摘と追加工事の提案があったのち、平成26年12月19日付で、「協議書」が取り交わされ、廃棄物施設課と業者との間で、追加工事の合意がなされている。その後、設計書等に基づく契約が整ったのは、平成27年2月2日であった。</p> <p>このような変更契約に関連する請負事業者からの協議書及び契約書等の文書によると、12月5日から見積り作業が始まり、12月19日には協議書が締結されている。それに対して、市側の変更契約の意思決定は平成27年1月26日であり、設計書等の作成作業はその前後であることが分かる。</p> <p>このような流れは、請負事業者が作成した「変更契約工程表」の躯体補強工事詳細設計、製作（12月下旬）や「躯体補強工事」（1月下旬）と整合性が取れていない。</p> <p>変更契約の事務手続が事業者の変更工事に係る準備作業との関係で、不合理に遅くならないよう、適時、適切に事務処理を行われたい。そのためには変更契約に係る事務手続の開始時期に係る職員の認識の改革について、意識啓発に努められたい。また、変更契約の書類一式にまとめられた各文書の内容に係る整合性を整理されたい。</p>	<p>変更契約の事務手続については、工事に限らず、平成27年4月（平成29年10月一部改正）「千葉市請負工事設計変更等ガイドライン」のうち昭和44年建設省「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」にあるよう、その必要が生じた都度、変更協議を行い、速やかに変更契約を締結している。</p>

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

16. がん検診票等の作成及び封入封緘及び協力医療機関への配置業務委託【保健福祉局健康部健康支援課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(2) 業務の履行確認（報告書 P112）</p> <p>本委託事業は、検診票等の帳票作成、当該帳票の医療機関別の封入封緘、及び医療機関への帳票の配置を行うことを目的としている。</p> <p>委託先事業者は、作成したがん検診票等を直接、医療機関に納品し、市に対しては納品書を提出している。しかしながら、市では納品書の受付を行っているものの、仕様書どおりに製作物が適正な数量納品されたことの確認が行われていない。</p> <p>本委託業務の仕様書では、がん検診票等の製作物を所管課が指定する協力医療機関に納品する旨記載されているため、納品が確認されなければ、本委託業務が履行されたとは言えない。仮に数量誤りや不良品などがあっても、委託先事業者からの請求に応じて支払が行われるおそれがある。</p> <p>【指摘】</p> <p>業務の履行を確認するために、医療機関から受領証を入手するなど適切な検収作業を行うことを検討されたい。</p>	<p>本委託契約については、平成30年度委託分から、委託先事業者が医療機関へ直接納品する場合は、医療機関からの受領書を提出させ、履行確認を行っている。</p> <p>また、令和元年度委託分から、封入封緘作業の実地確認及び抽出検査を行うことにより、業務の履行を確認している。</p>

令和元年度包括外部監査

監査のテーマ：保育事業に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

6. 公立保育所等の運営に係る事務

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③ 公立保育所等における現物確認について（報告書 P257）【幼保支援課】</p> <p>公立保育所等に対する現地調査の際、備品の現物確認の実施状況について確認したところ、平成 28 年度の実施を最後に現物確認が実施されていない施設が散見された。</p> <p>実施漏れの原因について幼保支援課担当者に質問したところ、平成 28 年度までは、全庁掲示板に会計室から備品確認通知（依頼）が掲載された後、幼保支援課から各保育所等へメールで備品確認依頼を再度周知していたが、平成 29 年度以降、庁内ネットワークの全庁掲示板は保育所等のパソコンからも閲覧可能であることから周知をしなくなったことが原因として考えられるとのことであった。</p> <p>なお、備品明細一覧表については、平成 28 年度までは会計室の全庁フォルダから各保育所等で出力できたが、平成 29 年度以降、全庁的なシステム変更に伴い、保育所等でシステム上備品明細一覧表が確認できないことが今年度判明した。</p> <p>「物品管理者（所管課長）は、管理する備品の使用状況について、毎年度 1 回以上、備品明細一覧表に記録されている内容と照合して確認しなければならない。」（「千葉県物品会計規則」第 29 条第 2 項）とある。しかしながら、幼保支援課施設班の年間スケジュールには備品の現物確認の結果とりまとめに係る事務は織り込まれていなかった。</p> <p>なお、照合確認実施結果のとりまとめについて、幼保支援課担当者に確認したところ、平成 28 年度までは相違の有無を含めた報告書を各保育所等から提出してもらうことで管理していたが、平成 29 年度以降このような運用は行われていないとのことである。</p> <p>【指摘】</p> <p>公立保育所等において、千葉県物品会計規則に</p>	<p>公立保育所等における現物確認については、備品の現物確認を確実に実施するため、物品管理者たる幼保支援課長が各公立保育所等への物品照合の依頼及び確認結果のとりまとめを実施することとした。</p>

則り毎年確実に備品の照合確認を実施されたい。
また、照合確認の実効性を担保するため、物品管理者たる幼保支援課が各公立保育所等への物品照合の依頼及び確認結果のとりまとめを実施されたい。

結果のとりまとめに際しては、相違の有無にかかわらず実施の有無を含めた報告の仕組みを文書化し整備する必要がある。

令和元年度包括外部監査

監査のテーマ：保育事業に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

6. 公立保育所等の運営に係る事務

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>② 幼保支援課における備品登録について（報告書 P256）【幼保支援課】</p> <p>備品明細一覧表の登録内容と備品登録書、請求書を照合した結果、3つの保育所において平成30年度の取引のうち、すべての取引又は一部の取引について、備品登録書は適切に出力されているにもかかわらず、備品明細一覧表に登録のない取引が9件あった。</p> <p>また、今回の現地調査に当たり、保育所等が自主的に現物確認を実施した結果、複数の施設において、過去に不用申請をしたにもかかわらず、備品明細一覧表に記載が残っているもの又は現物がなく不用申請が漏れているもの、及び平成30年度購入以外の物品について備品明細一覧表に記載はないが現物がある備品が発見された。</p> <p>平成30年度取引の内、備品明細一覧表に記載がないものについて幼保支援課の担当者に確認したところ、登録時に所在場所を「幼保支援課」から各施設名に変更しなければならぬところ、変更を失念したため備品の所属が幼保支援課になっていたことによるものであった。</p> <p>また、保育所等が不用申請したにもかかわらず備品明細一覧表に記載が残っているものについては、幼保支援課での処理自体が漏れている可能性があるとのことであった。不用申請は保育所等から幼保支援課に申請された後、幼保支援課で財務会計システムに不用申請登録をし、決裁が完了することで、会計室への報告となる。</p> <p>物品管理者は不用の決定をしようとするときは、物品処理伺書によりこれを行う（「千葉県物品会計規則」第42条）ところ、物品取扱員たる施設長からの「物品処理伺書（不用申請）」の処理自体を失念しているケースもあり、管理上問題がある。</p> <p>【指摘】</p> <p>幼保支援課における備品購入時の登録について、登録内容の正確性を担保するため、登録者以外の者</p>	<p>備品購入時の登録については、登録事務の担当者だけでなく、物品管理者の幼保支援課長による登録内容の確認を徹底することとし、不用申請については、各保育所に対し定期的に現物確認を依頼する際にまとめて処理することとした。</p>

による確認を徹底されたい。

また、不用申請について適時に処理することを徹底し、帳簿明細に備品の状況を適時に反映されたい。

備品の登録について同様の誤りが複数確認されており、登録内容の正確性を担保するためのチェックが有効に機能していないと考えられる。登録項目に登録者以外の者による確認証跡を残す等、確認手続を可視化することも有効であるとする。

また、物品管理者は不用の決定をしようとするときは、物品処理伺書によりこれを行う（「千葉県物品会計規則」第42条）ところ、物品取扱員たる施設長が提出した「物品処理伺書（不用申請）」の処理自体を失念しており、物品会計規則に従った運用がなされていない。申請を受け付けた後、速やかに処理する必要がある。

令和元年度包括外部監査

監査のテーマ：保育事業に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

6. 公立保育所等の運営に係る事務

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>④ 幼保支援課における現物確認について（報告書 P258）【幼保支援課】</p> <p>公立保育所等における備品購入取引のうち、備品登録時に所属を幼保支援課としてしまった9件に付随する問題として、幼保支援課における現物照合においてこの不備が発見されなかった理由及び直近の現物確認実施日について担当者に確認したところ、平成30年6月は実施漏れとなっており、直近の実施日については把握できていないとの回答であった。</p> <p>幼保支援課は公立保育所等に所在する物品の管理者としての役割も担っているが、幼保支援課自身の現物確認について実施・把握されておらず、所管課としての責務を全うしていない。</p> <p>担当者によれば、省略された主な原因は、全庁掲示板による会計室からの現物確認実施の依頼を見落としのためとのことであるが、省略された状況が看過される体制に問題があると考えます。物品の管理に関する事務を行う担当者が照合確認の実施結果について、物品管理者に報告する体制を整備する必要があります。</p> <p>【指摘】</p> <p>幼保支援課において、千葉県物品会計規則に則り毎年確実に備品の照合確認を実施されたい。</p> <p>確実な実施を担保するために、物品管理者は備品を管理する担当者から相違の有無を含めた照合確認の実施結果について、報告を受ける仕組みを整備する必要があります。</p>	<p>幼保支援課における現物確認については、会計室からの備品確認依頼を受けて速やかに実施することとし、実施時期及び処理手順をマニュアルに明記した。</p>

令和元年度包括外部監査

監査のテーマ：保育事業に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

6. 公立保育所等の運営に係る事務

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑨ 外部委託契約に係る事務について（報告書 P267）【幼保支援課】</p> <p>平成 30 年度の外部委託に係る支出負担行為データ（財政課より入手した決算データ）を母集団としてサンプルを任意に抽出し、外部委託契約に係る事務の合規性について検証した。</p> <p>執行伺手続から業者選定、契約、支出までの一連の証憑を確認したところ、すべての契約について、受託業者から業務履行時に最低賃金法などの労働関係法令を遵守することを求める「誓約書」を入手していなかった。</p> <p>「適正な入札・契約の執行について」（平成 30 年 12 月 14 日）を資産経営部長から各所属長へ配信しており、留意事項の一つとして「業務の履行に際し遵守すべき関係法令及び必要な許認可等について、事前に十分確認すること。なお、履行時には最低賃金法等労働関係法令の確実な遵守を業者に指導し、受託業者に対して『誓約書』の提出を求めること。」を通知している。</p> <p>今回サンプル抽出したすべての契約について「誓約書」が入手されておらず、労働関係法令の遵守について確認を怠っている。</p> <p>【指摘】</p> <p>委託先事業者による業務履行時には、従事者に対する賃金や労働条件について、最低賃金法などの労働関係法令を遵守することを求める誓約書を入手されたい。</p> <p>資産経営部長からの通知「適正な入札・契約の執行について」に従い、全庁的なルールに基づく対応を図られる必要がある。</p>	<p>委託契約の締結に当たっては、最低賃金法などの労働関係法令を遵守する旨の「誓約書」を必ず入手するよう、所属長から所属職員に対し周知し、令和 2 年度から適正に行っている。</p>